

第9期第1号被保険者の保険料について

- ◆ 介護保険料の算定
- ◆ 介護保険料の段階設定
- ◆ 介護保険財政調整基金の活用

介護保険料の算定方法

国から示される算定シートをもとに、次の事項により保険料を算定します。

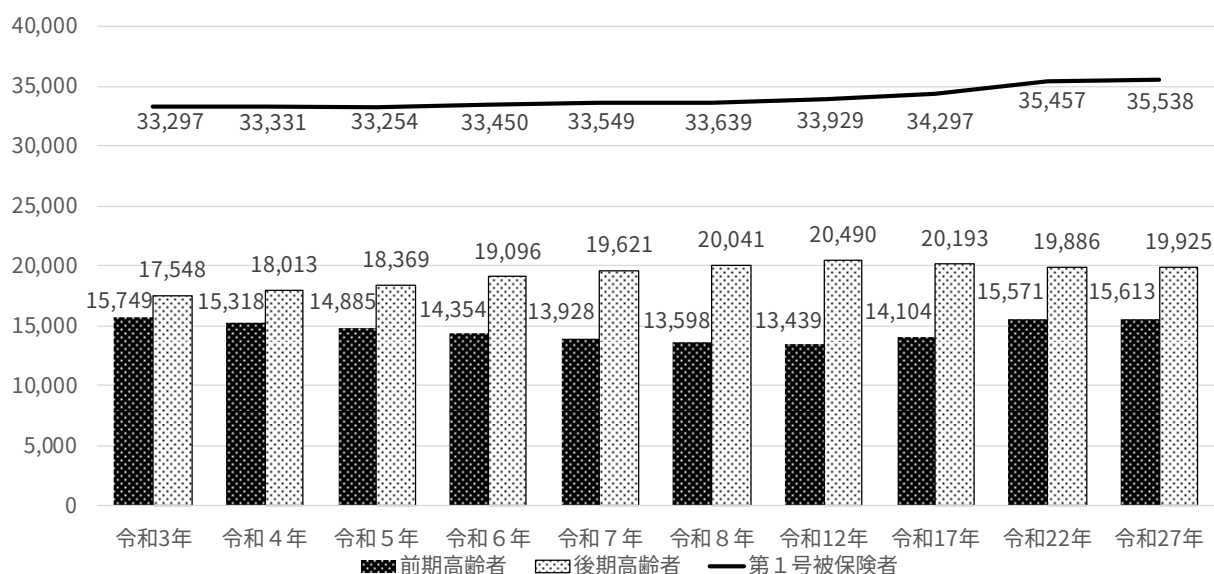
- 過去の実績から被保険者数や要介護認定者数、サービス利用量の伸びを推計するとともに、整備を計画している施設の将来給付費を考慮し、3年分の給付費を算出します。



- 算出した給付費のうち介護保険料で負担する費用を第1号被保険者数で割って算出します。

被保険者数の推計

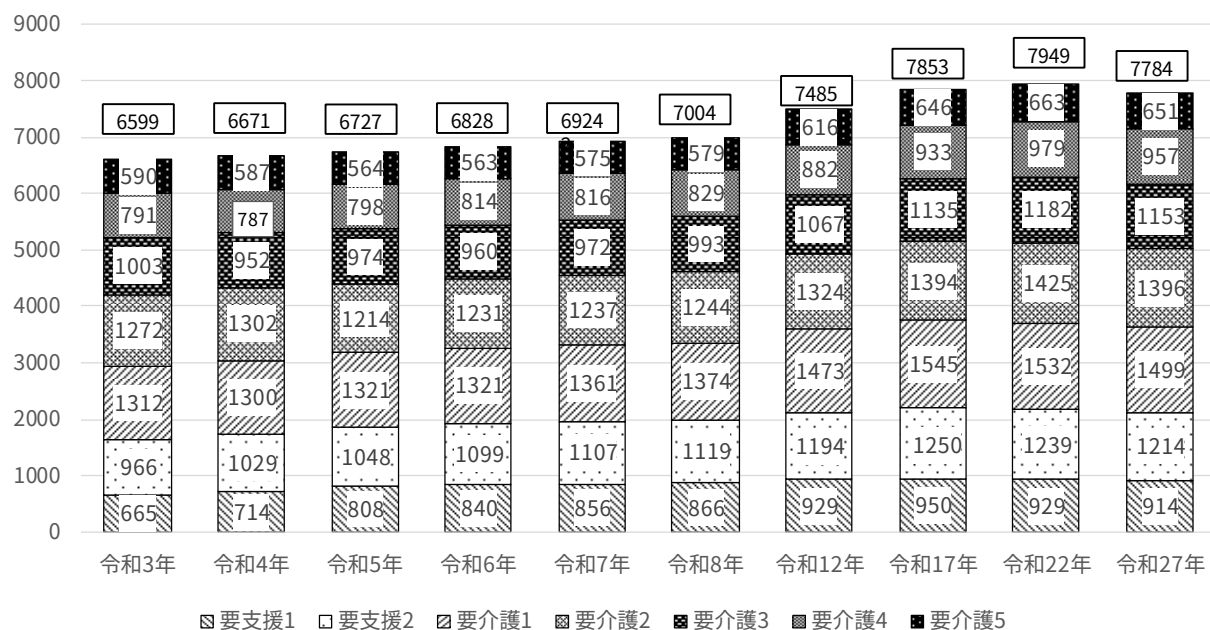
第1号被保険者数は緩やかに伸び、令和27年にピークを迎えます。後期高齢者は令和12年にピークを迎えます。（後期高齢者のうち85歳以上の人は令和17年にピークを迎えます。）



基準日：各年10月1日

要介護認定者数の推計

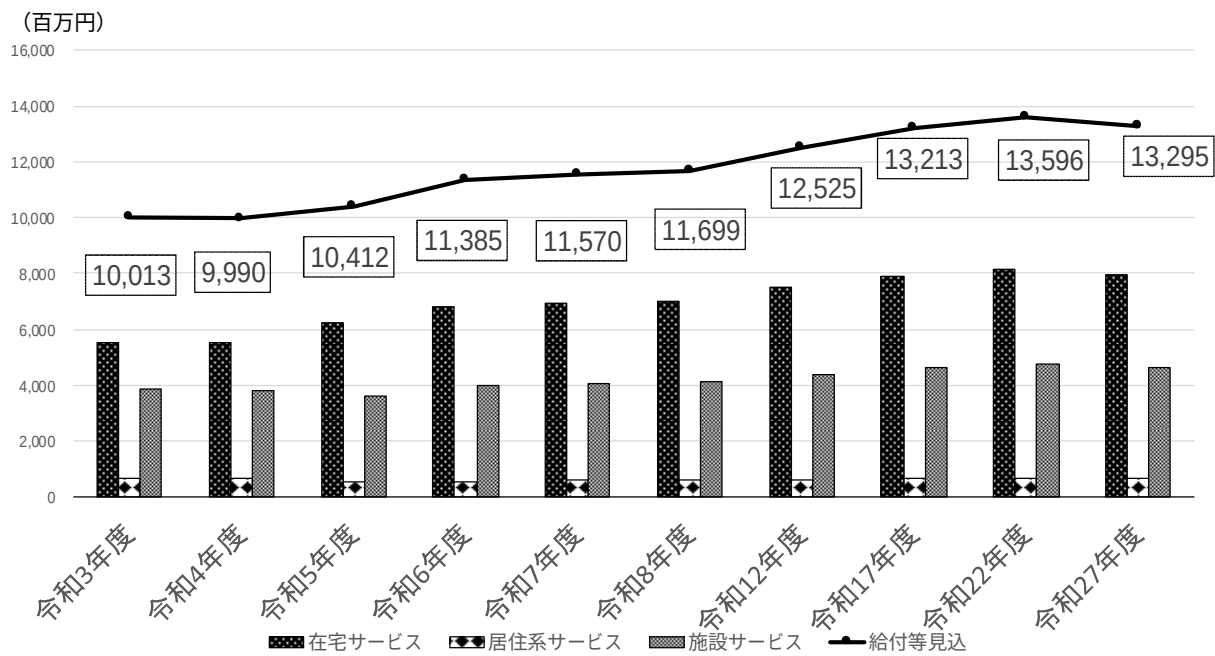
後期高齢者のうち85歳以上の人のピークに連動し、要介護認定者数についても令和22年まで増加すると見込んでいます。



基準日：各年10月1日

介護給付費等の推計

要介護認定者数の増加に伴い、介護給付費についても増加する見込みですが、令和22年度以降、減少に転じる見込みです。



介護保険料の算定

第9期計画期間における保険給付費等の見込額を算出し、これに基づき算出した第1号被保険者の保険料基準額及び算定内訳は、次のとおりです。

保険料基準額（月額）	6，570円
------------	--------

保険料基準額算定基礎	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	
標準給付費見込額 (A)	11,385,529千円	11,570,682千円	11,699,800千円	34,656,011千円
地域支援事業費見込額 (B)	646,274千円	685,001千円	699,505千円	2,030,780千円
第1号被保険者負担相当額 (C) = ((A) + (B)) × 23%	2,767,315千円	2,818,807千円	2,851,840千円	8,437,962千円
調整交付金相当額 (D) 5%	587,440千円	597,401千円	604,588千円	1,789,429千円
調整交付金見込額 (E)	582,740千円	583,063千円	585,241千円	1,751,044千円
調整交付金相当額との差額 (F) = (D) - (E)	4,700千円	14,338千円	19,347千円	38,385千円
準備基金取崩額 (G)	462,000千円			462,000千円
保健福祉事業 (H)	24,725千円	24,765千円	24,765千円	74,255千円
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (I)	93,369千円			93,369千円
保険料収納必要額 (J) = (C) + (F) - (G) + (H) - (I)	7,995,233千円			7,995,233千円
予定保険料収納率	99.4%			99.4%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (3か年) (L)	102,028人			102,028人
保険料基準額 (年額) (円) (J) ÷ (K) ÷ (L)	78,836円			78,836円
保険料基準額 (月額) (円)	6,570円			6,570円

算定内訳	計
総給付費	6,258円
在宅サービス	3,635円
居住系サービス	401円
施設サービス	2,222円
その他給付費	323円
地域支援事業費・保健福祉事業費	384円
保険料収納必要額 (月額)	6,965円
介護保険財政調整基金取崩額等	▲395円
保険料基準額 (月額)	6,570円

介護保険料の算定

《中長期的な見込み》

推計人口等から導かれる介護需要等の見込みを踏まえ、令和22（2040）年を見据えて持続可能な介護保険制度とするための中長期的な視点に立ち、介護給付等対象サービスの量を推計しています。

	令和6年度	令和9年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
	(2024年度)	(2027年度)	(2030年度)	(2035年度)	(2040年度)	(2045年度)	(2050年度)
	第9期	第10期	第11期	第12期	第14期	第16期	第17期
総人口	113,686人	111,307人	108,929人	104,534人	99,869人	94,866人	89,690人
第1号被保険者数	33,450人	33,689人	33,929人	34,297人	35,457人	35,538人	34,730人
前期高齢者数（65～74歳）	14,354人	13,896人	13,439人	14,104人	15,571人	15,613人	13,657人
	後期高齢者数（75歳以上）	19,096人	19,793人	20,490人	19,886人	19,925人	21,073人
要介護（要支援）認定者数	6,828人	7,075人	7,485人	7,853人	7,949人	7,784人	7,758人
標準給付費見込額（年度）	11,385,528千円	11,955,952千円	12,525,682千円	13,213,103千円	13,596,366千円	13,295,261千円	13,166,412千円
保険料（基準月額） ※基金取崩前	6,965円	7,392円	7,820円	8,645円	8,957円	9,106円	9,389円
保険料（基準月額） ※基金取崩後	6,570円 (▲395円)	7,084円 (▲308円)	7,597円 (▲223円)	8,645円	8,957円	9,106円	9,389円

介護保険料の段階設定

介護保険料の段階は、被保険者の所得状況等を踏まえ、介護保険関係法令の規定の範囲内で、所得段階ごとに設定します。

第8期の段階設定 1 3 段階 ⇒ 第9期の段階設定 1 3 段階

- ① 国の標準の引き下げ割合にあわせ、財政調整基金の投入により、低所得者（第1～3段階）に対する保険料負担割合を引き下げます。（※1）
- ② 保険料段階間の調整により、中間層（第6段階）に対する負担割合を国の標準より0.05ポイント引き下げるについて継続実施します。
- ③ 第10段階以降の保険料構成比の変化に対応し、国から示されている所得区割りを参考としつつ、第8期を踏襲した割合を継続実施します。（※2）
- ④ 第13段階については、介護保険制度の持続可能性の確保と所得再分配機能の強化（低所得者の負担軽減）の観点から引き上げを行います。（※1）（※2）

介護保険料の段階設定

※ 1 ○第1～3段階、第13段階の被保険者割合

段階別負担割合	第8期	第9期案	差	国負担割合案 第8期→第9期
第1段階	0.27	0.255	▲0.015	0.3→0.285
第2段階	0.45	0.435	▲0.015	0.5→0.485
第3段階	0.7	0.685	▲0.015	0.7→0.685
第13段階	2.2	2.3	0.1	1.7→2.4

段階別保険料額 上段：年額、下段：月額	第8期	第9期案	差
第1段階	21,280 1,774	20,090 1,674	▲1,190 ▲100
第2段階	35,470 2,956	34,290 2,857	▲1,180 ▲99
第3段階	55,180 4,599	53,990 4,499	▲1,190 ▲100
第13段階	173,440 14,454	181,330 15,111	7,890 657

介護保険料の段階設定

※ 2 ○第10段階以降の被保険者割合

段階別負担割合	第8期	第9期案	差	国第9期案
第10段階	1.7	1.7	0	1.7
第11段階	1.9	1.9	0	1.9 2.1 2.3
第12段階	2.1	2.1	0	2.4
第13段階	2.2	2.3	0.1	

段階別所得基準	第8期	第9期案	国第9期案
第10段階	320～400万円	320～420万円	320～420万円
第11段階	400～700万円	420～720万円	420～520万円 520～620万円 620～720万円
第12段階	700～1,000万円	720～1,000万円	720万円～
第13段階	1,000万円～	1,000万円～	

保険料段階比較表

区分				国の標準(第9期)		長浜市(第9期)				長浜市(第8期)									
市民税		所得		所得段階	負担割合	所得段階	負担割合	保険料額 上段：年額 下段：月額	対象人数 R6	所得段階	負担割合								
世帯	本人																		
一	一	生活保護受給者		第1段階	0.285	第1段階	0.255	20,090 1,674	3,777	第1段階	0.27								
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者																	
		課税年金収入額 + 合計所得金額	80万円以下	第2段階	0.485	第2段階	0.435	34,290 2,857	3,022	第2段階	0.45								
			80万円超～120万円以下																
			120万円超									第3段階	0.685	第3段階	0.685	53,990 4,499	2,651	第3段階	0.7
			80万円以下																
課税	課税	80万円超【基準額】	第4段階	0.9	第4段階	0.9	70,950 5,913	3,063	第4段階	0.9									
			80万円超	第5段階	1.0	第5段階	1.0	78,840 6,570	6,525	第5段階	1.0								
一	課税	合計所得金額	0円～80万円未満	第6段階	1.2	第6段階	1.15	90,660 7,555	2,569	第6段階	1.15								
			80万円～120万円未満			第7段階	1.2	94,600 7,884	3,281	第7段階	1.2								
			120万円～210万円未満	第7段階	1.3	第8段階	1.3	102,490 8,541	5,245	第8段階	1.3								
			210万円～320万円未満	第8段階	1.5	第9段階	1.5	118,260 9,855	1,854	第9段階	1.5								
			320万円～420万円未満	第9段階	1.7	第10段階	1.7	134,020 11,169	567	第10段階	1.7								
			420万円～520万円未満	第10段階	1.9	第11段階	1.9	149,790 12,483	536	第11段階	1.9								
			520万円～620万円未満	第11段階	2.1														
			620万円～720万円未満	第12段階	2.3														
					720万円～1,000万円未満	第13段階	2.4	第12段階	2.1	165,560 13,797	126	第12段階	2.1						
				1,000万円以上	第13段階			2.3	181,330 15,111	236	第13段階	2.2							

介護保険財政調整基金の活用

- 令和4年度末において約12.4億円の介護保険財政調整基金（以下「基金」という。）（※1）を保有しています。この基金は、介護保険事業や保険料の上昇幅抑制の財源として活用できます。
- 基金の保有額は、滋賀県内の平均額（※2）に近い額となっています。
- 本市で最低限保有すべき基金額は、想定している事業計画期間中の介護給付費の伸びに加えて、過去10年間の最大の伸び（+約4%）が期間中に生じても介護保険料が維持できる額（※3）とします。
- 現在の基金残高は、最低限保有すべきと考える額を超えている状況のため、超過している部分の一部を取り崩し（※4）、低所得者の介護保険料の引き下げに活用するほか、第8期介護保険料基準月額を第9期においても維持させることとします。
- 残りの基金については、第10期以降も継続して介護保険料の上昇が見込まれる中で、上昇幅を緩やかにするための原資として活用します。（※5）

※1	基金保有額	約12.4億円
	令和5年度末基金積立見込	約1.8億円
	合計	約14.2億円

介護保険財政調整基金の活用

※ 2 令和4年度末1人あたり基金保有額

長浜市 約3.7万円

滋賀県内平均値 約3.7万円

滋賀県内中央値 約3.0万円

(最大値5.8万円、最小値0.9万円)

滋賀県内市町一人あたり保有額の中央値を参考として本市にあてはめた額

3.0万円×33,263人(被保険者数) = 約10.0億円

※ 3 本市で最低限保有すべき基金額

過去10年間の最大の伸び(約4%)が計画期間中に生じても介護保険料が維持できる額。

必要保険料約28.0億円×4%×3年 = 約3.4億円

※ 4 第9期基金投入見込額 約4.6億円

※ 5 基金の活用見込み

	第8期	第9期	第10期	第11期
基金取崩見込額		4.6億円	3.6億円	2.6億円
基金投入による引下げ金額		395円/月	308円/月	223円/月
基金残高見込	14.2億円	9.6億円	6.0億円	3.4億円